

高梁市長交際費支出基準

○ 支出の相手方

- ・原則として外部団体の幹部職員、民間有識者、市の各種委員会及び附属機関の委員等高梁市政と直接かつ密接な関係にあるものとする。
- ・公務員（職員、他団体の長及び幹部職員等、関係省庁の幹部職員）は原則対象外とするが、市政における功績が称えられた場合のお祝いや本人に対する見舞い、弔慰などで特に市長が認めるものに限り支出できるものとする。

○ 支出項目等

支出項目は「慶祝」・「弔慰」・「見舞い」・「会費」・「その他」の5項目とする。

- ・慶 祝： 記念式典、行事等に対するお祝い等に係る支出
- ・弔 慰： 香料、供花料等に係る支出
- ・見舞い： 病気、災害、事故等に対する見舞いに係る支出
- ・会 費： 会議、会合、祝賀会等への参加に係る支出
- ・その他： 前記以外で交際上特に必要と判断されるものに係る支出。

○ 取扱い

- ・交際費の執行にあたっては、支出の内容が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ必要最小限の金額となるよう努めなければならない。
- ・交際費の支出にあたっては、支出伺により支払いをすると同時に、予算差引簿により経理を明確にし、正当債権者の領収書等を整備保管しておかななければならない。
- ・交際費は、その支出内容や金額が常に市民の感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化に十分配慮し、基準については適宜見直しを行うこととする。
- ・出席依頼文に基づき、又は市長の判断により市長及び副市長が出席するときは、必要に応じてそれぞれに当該額を支出することができる。

○ 支出金額基準

① 慶 祝

- ・ 総会、記念式典等 5,000 円
- ・ 団体会合 5,000 円

※市から補助金、負担金等予算の支出がある団体は対象外とする。

② 弔 慰

区 分	職 員	各種委員	県議会議員 国会議員	市政功労者
本 人	10,000 円 及び生花	10,000 円	10,000 円	10,000 円 を基準とし 適宜対応
配 偶 者	5,000 円		10,000 円	

※ 消防団長は市政功労者の欄、分団長以上の役職者は各種委員の欄を適用する。

※ 生花は、一対 20,000 円（税別）までとする。

※ 市政功労者は、（元）特別職、（元）議員、経済団体の役員、有識者等をいう。

③ 見舞い

区 分	職 員	各種委員	県議会議員 国会議員	市政功労者
本 人	10,000 円	10,000 円	10,000 円	10,000 円

※ 同一の病気で入退院を繰り返すような場合は、最初の入院時のみとする。

④ 会 費

- ・ 会費の額が明確な会議、会合等に係る支出金額は、当該会費額とする。

⑤ その他

- ・ 贈答品は、本市ゆかりの関係者、外部との交際上特に必要があると判断される場合に限る。
- ・ 市政の運営に資する懇談会の開催は、目的・内容・相手方を十分勘案し、適切な場所で必要最小限の参加者となるよう配慮しなければならない。

※支出項目ごとの支出金額は上記を基準とするが、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。